農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成３０年３月２２日

熊谷市長　富　岡　　清

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
　東部地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日
　平成３０年３月１９日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
　○　経営体数

法人	８経営体
個人	９２経営体
集落営農（任意組織）	９組織
合計	１０９経営体

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
　担い手はいるが十分ではない

５．農地中間管理機構の活用方針
　農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けるとともに、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人も、農地中間管理機構に農地を貸し付ける。

６．地域農業の将来のあり方
　担い手に農地を集積・集約化し、担い手の分散錯圃を解消することにより、コスト低減等をはかり、これにより耕作放棄地を解消する。